

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当についても、平成25年4月分から9月分までの手当額については、改定は行われないうこととなり、平成24年度と同じ額となります。

* なお、平成12年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じているこれらの手当の特例水準（1.7%）についても、年金と同様に、平成25年度から27年度までの3年間で解消することになります。これにより、平成25年10月分以降の手当額は、4月分から9月分までの額から0.7%引き下がることとなります。（解消のスケジュールは、H25.10.▲0.7%、H26.4.▲0.7%、H27.4.▲0.3%）

| | | | 平成24年度 (月額) | 平成25年 4月～9月(月額) |
|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| ① | 母子家庭・父子家庭 などに対する給付 | 児童扶養手当 子1人、全部支給の場合 | 41,430円 | 41,430円 |
| ② | 障害者などに対する 給付 ※1 | 特別児童扶養手当 | (1級) 50,400円 (2級) 33,570円 | (1級) 50,400円 (2級) 33,570円 |
| | | 特別障害者手当 | 26,260円 | 26,260円 |
| | | 障害児福祉手当 | 14,280円 | 14,280円 |
| ③ | 原子爆弾被爆者に 対する給付 ※2 | 健康管理手当 | 33,570円 | 33,570円 |

※1 この他、経過福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

【照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

①母子家庭・父子家庭などに対する給付

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 (担当・内線) 三村 (7794)
(直通電話) 03(3595)3112

②障害者などに対する給付

社会・援護局 障害保健福祉部 (担当・内線) 有田 (3025)
(直通電話) 03(3595)2389

③原子爆弾被爆者に対する給付

健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 (担当・内線) 黒木 (2315) 島田 (2318)
(直通電話) 03(3595)2207